

## 入札心得

### (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則および関係法令、その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

### (入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては「入札辞退届」を開札までに入札担当課に提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに入札担当課に提出してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、なんら不利益な取扱いを受けることはありません。

### (公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

### (入札保証金)

- 4 入札保証金の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
  - (1) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。
  - (2) 入札保証金を納付する際には、事前に「入札保証金納付書兼領収書発行依頼」を担当課に提出し、納付書の発行を受け、指定する金融機関に納付してください。
  - (3) 納付後、入札開始30分前までに指定する金融機関の領収印のある領収済の納付書の写しを担当課に提出してください。
  - (4) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができます。
  - (5) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は返還せず市に帰属します。
  - (6) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は、返還します。「入札保証金払出請求書」を担当課に提出してください。

### (入札の方法)

- 5 入札参加者は、「入札書」を当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

6 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください。（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）

なお、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

7 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。 【例】¥123,000

また、記載事項を訂正するときは、2本線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札書の引替え等の禁止)

8 提出された入札書は、引替え又は変更、もしくは取消しをすることができません。

(入札の中止等)

9 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。  
(2) 天災地変その他やむを得ない事由により市長が認めるとき。

(入札の無効)

10 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札  
(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札  
(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札  
(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札  
(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札  
(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札  
(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札  
(8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(契約の締結)

13 落札者は、落札日から起算して7日以内に契約の締結をしなければなりません。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期間を延長することができます。

(契約保証金)

14 契約保証金の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

- (1) 契約締結後、直ちに契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額（入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足分）を納付してください。
- (2) 契約保証金を納付する際は、「契約保証届出書」を担当課に提出してください。
- (3) 追加要納付額がある場合は担当課から納付書を発行しますので、指定する金融機関に納付してください。
- (4) 契約保証金は、契約の履行確認後に還付します。「契約保証金払出請求書」を担当課に提出し手続きしてください。

(その他)

15 入札保証金および契約保証金について、還付（返還）までの期間の利息は付さないものとします。

(異議の申立て)

16 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。